



一人ひとりが輝くまちをめざして⑤

「障害者虐待防止法」を知っていますか
 ～虐待だと思ったらすぐ通報を～

障害のある人の社会参加が進み、仕事をしたり、スポーツや芸術活動を楽しんだりする人が増えています。その一方で、それらを妨げるような障害者虐待が発生しています。

障害者虐待の多くが、親や福祉施設の職員、職場の上司・同僚など、本来は障害のある人を守らなければならない立場にある人により引き起こされています。市内でも家族が暴力を振るったり、福祉施設の職員が大声でのしつたりする虐待が発生しています。これらが発生する理由として、障害への知識や理解が十分でないことや、お互いの間に行き過ぎた上下関係を築いてしまうことなどが考えられます。

平成24年に施行された障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる人を発見した人は、速やかに市に通報しなければなりませんと定めています。また障害のある人は、虐待を受けた場合、自ら市に届け出ること

ができると規定しています。しかし、障害者虐待防止法は児童虐待防止法や高齢者虐待防止法と比べてあまり知られておらず、平成29年に障害のある人を対象に行なったアンケートでも回答者の半数以上がこの法律を「知らない」と答えています。

障害者虐待を発見し通報した人や、自ら被害を届け出た人は、不利益を受けることがないよう、法律により保護されます。皆さんの速やかな連絡が被害を最小限に食い止めることにつながります。障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し、認め合いながら、住み慣れた地域で安心して生活できる社会をめざしましょう。

(人権啓発広報編集委員会)

閩社会福祉課 ☎0848・67・6060
 FAX 0848・64・2130
 虐待通報・届け出窓口 ☎0848・67・6167
 FAX 0848・64・2130

人権標語

(小学6年生の作品)

育てよう 差別をしない 心の芽

児童館へおいでよ！

申し込み先 児童館 ☎☎兼用0848・67・1123
 ※申し込みは5日(木)からです。

児童館クリスマス会

時 8日(日)10時30分～12時
 内 ミニコンサート、クリスマス工作など
 対 5歳児以上
 ※未就学児は保護者同伴。
 定 25人(要申し込み)
 料 200円

子どもの台所

時 14日(土)10時30分～13時30分
 所 市民福祉会館2階
 内 ピザとクリスマスケーキ作り
 対 小学1年生～17歳の子
 定 16人(要申し込み) 料 400円
 用 エプロン、三角巾、タオル、布巾2枚、マスク

親子クッキング

時 21日(土)10時30分～13時
 所 市民福祉会館2階
 内 ラザニア作りなど
 対 2歳児以上と保護者
 定 8組(要申し込み) 料 600円
 用 エプロン、三角巾、タオル、布巾4枚、マスク



親子でわいわいクリスマス会

時 ①9日(月)②13日(金) 10時30分～12時
 内 クリスマス工作、ブラックライトシアター鑑賞など
 対 保護者と①0～1歳児 ②2～5歳児
 定 各20組(要申し込み) 料 100円

季節工作

時 15日(日)10時30分～11時30分
 内 ミニ門松作り
 対 5歳児以上と保護者
 定 18組(要申し込み) 料 500円
 用 持ち帰り用の袋



けん玉教室

時 28日(土)14時～16時
 対 17歳までの子と保護者 (申し込み不要)



※開館時間は10時～17時30分です。火曜日は休館日です。